

小金井市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：令和2年6月16日から同年7月15日まで

意見提出数：14人・32件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	要綱（案）全体について	<p>総論として「・・・要綱（案9の概要について）」は、です・ます調でわかりやすく項目をしぼってあり、概要といて利用者手引きにできると思います。（内容は別ですが）※それにくらべ、要綱本体の案文は、旧来の「行政言葉」で、なんでこんな表現をする必要があるのだ！！と怒りさえおぼえます。全体の表現を「概要（案）」のです・ます調にあわせてください。ただでさえ、まだまだハードルも高く、こなれていない初めての施策に着手するのだから、思いきった行政（文章）改革を強く望みます。</p> <p>しつこいようですが、案文をです。ます調にしてみました。</p> <p>P1 第1条 定めるものとする。→ 定めるものです。 第2条→この要綱において、次に掲げる用語の定義は以下の通りです。 第3条→・・・満たしている者とします。 第4条 提出しなければならない。→提出します。</p> <p>P2 必要事項を記入することとする。→記入します。 2 これに変わることができる。→できます。 第5条→提示を求めます。 第6条（2か所）→交付します。 第7条→当該宣誓書受領書を紛失・毀損・汚損等したときは・・・できます。</p> <p>P3 2 →再交付します。</p>	<p>市の作成する公文書は、小金井市公文規程に基づき作成されます。</p> <p>小金井市公文規程第7条『文体は、原則として「である」を基調とする口語体を用い、特別な場合を除いて左横書きとする。ただし、公示文及び一般文は、なるべく「です」又は「ます」を基調とする口語体を用いる。』としていることから、要綱（案）については、原則に沿った文体で策定し、概要版は要綱（案）をよりわかりやすくするために作成していることから一般文の文体としてこのままとします。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>第8条 しなければならない。→返還します。</p> <p>第9条→記入します。</p> <p>2 →併記します。</p> <p>第10条→定めます。</p> <p>付則 施行します。</p>	
2	第1条 制度の趣旨	<p>第2条(1) パートナーシップ(略) 一方又は双方が性的少数者(典型的とされていない性自認又は性的指向を持つ者をいう。)である2人の者の関係をいう。</p> <p>パートナーシップの定義を拡大し、性的少数者に限定しない制度とする。＜理由＞制度創設の主旨は性的少数者の人権保障であるが、様々な事情により、婚姻の意思はあっても、現行の婚姻制度を利用できず(又は利用せず)、悩みや生きづらさを抱えている事実婚の人も対象とすることでユニバーサルな制度となり、性的少数者にとってもより使いやすいものとなる。</p> <p>＜例＞浜松市要綱の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二者の関係をいう。＊他、千葉市、横浜市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町など 	<p>第5次小金井市男女共同参画行動計画により、多様性を認め合う社会に向けて性的少数者の方への理解を進め、性的指向や性自認が多様であることを認め合い、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指し取り組んでいます。性的指向や性自認が多様であり、互いを人生のパートナーとして共に生活していきたいという気持ちを受け止めるための制度であることから、対象者は性的少数者といたします。また、本要綱(案)周知への取組を通して市内への理解の促進に努めてまいりたいと考えます。</p>
3	第1条 制度の趣旨	<p>小金井市在住の外国人として必要な書類が何になるか気になりますがとりあえず導入されることに対してとても有り難くて良いと思います。パートナーシップの定義を拡大してください。性的少数者に限らないことを求めています。</p>	

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
4	第1条 制度の趣旨	<p>性の多様性、家族の多様性、生き方の多様性を異性間のカップルにも認めることについて</p> <p>パートナーシップという語の根本にあるのは、単に男と女で人を捉えるのではなく、性別に捉われず家族を形成するという、「個人が誰とでも人生を送ることができる権利」を人権ととらえていると考えます。現在の結婚制度では、別姓が認められないこと、実際に90%以上の女性が男性の名字に変えている現実があり、生まれ持った性と結婚の不自由さがリンクしている状況にあります。結婚をしないでパートナーと共にいることで子どもがいれば嫡出子・非嫡出子の戸籍上の手続き等が難しくなるため、便宜上、カップルが家族を作る上で選択肢が必然的に「結婚」となり、子どもが生まれてからの多様な生き方の選択が難しい状況にあります。つきましては、本制度の対象者を異性間のカップルにまで拡大し、性別に捉われず、「個人が誰とでも人生を送ることができる権利」を市が支援するものとして、すべてのカップルに適用することを要望します。</p>	
5	第1条 制度の趣旨	<p>異性カップル（事実婚カップル）も制度を利用できるようにしてください。なぜ、このような素晴らしい制度の対象から、多数の異性カップルを排除してしまうのでしょうか？これでは多様性ある社会とはいえません。生きづらさを抱えているのは、性的マイノリティではありません。性的マイノリティを対象とした制度は、私達性的マイノリティ当事者にとっても非常に利用しづらい制度であることを知ってほしいです。千葉市、横須賀市、逗子市、鎌倉市、葉山町、横浜市、浜松市、古賀市が、異性カップルを対象に含めた形で制度を導入していますので、連携していただき、真の多様性ある制度、社会を目指してください。</p>	

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
6	第2条第1号 定義（典型的）	要綱の第2条のパートナーシップの定義の中の性的少数者の説明として（典型的とされていない性自認又は性的指向を持つ者をいう。）となっていますが、違和感を持ちます。そこで、現在の要綱案（典型的とされていない性自認又は性的指向を持つ者をいう。）を→（多様な性自認又は性的指向を持つ者をいう。）に変えていただきたいと思います。★”典型的とされていない”→”多様な”に変えて下さい。豊島区の、「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」（平成30年）では、”本指針は性の多様性を尊重し、「多様な性自認・性的指向の人々」という語句を用いて表現する。”としています。	要綱（案）の検討に当たり、関連団体作成のガイドラインや他自治体の状況等を参考に、定義の文言等を含め検討し策定しています。より分かりやすい制度としていくために、ご意見を参考に文言を改めます。
7	第2条第1号 定義（典型的）	P1(1)・・・(典型的とされていない・・・いう。)は性的少数者の定義として妥当でしょうか？出典の根拠はありますか？「典型的とされていない」の表現そのものが、根深い差別につながるか危惧します。(他の表現を思いつかないので、対案はありませんが・・・)	
8	第2条第1号 定義（典型的）	定義について 第2条(1)パートナーシップ（略）典型的とされていない性自認又は性的指向を持つ者をいう（略）「多様な性自認又は性的指向を持つ者をいう」とする。＜理由＞「典型的とされていない」は存在への否定的印象のため。	
9	第2条第1号 対象者	対象者は、同性カップルだけでなくトランスジェンダーのカップルも該当するのでしょうか。	第2条第1項第1号のパートナーシップの対象となる方は性的少数者であることから、トランスジェンダーの方も対象です。

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
10	第2条第1号 継続的な共同生活	共同生活に「同居」を条件としないこと。そうするととても使いやすくなると思いますのでよろしくお願いします。	第2条第1号の継続的な共同生活については、民法第752条（同居・協力及び扶助の義務）等を勘案し検討を進めてまいりましたが、パートナーとして性的少数者の方が抱える、生きづらさや偏見などの解消に向けて、性的指向や性自認が多様であることへの理解を進めるための制度であることから、男女平等推進審議会やパブリックコメントのご意見も踏まえ、制度の対象者として同居は要件とせず、市内在住又は一定の期間内に市内へ転入を予定している方を対象とします。
11	第2条第1号 継続的な共同生活	第3条双方が小金井市内（以下「市内」という。）に住所を有し、又は有することを予定していること。 他の自治体も同様な要件を掲げているところが多いのは承知していますが、婚姻関係においてもこのような条件はなく、必須の条件とする必要がありますでしょうか。様々な理由で同居が困難な人にも配慮し、本条件はどちらか一方が市内に住所を有する等に要件緩和することは難しいでしょうか。	
12	第2条第1号 継続的な共同生活	定義について 第2条(1) パートナーシップ（略）継続的な共同生活を行い、又は継続して共同生活を行うことを約した（略）共同生活に「同居」を条件としないこととし、ガイドブックなどに明記する。 <理由>共同生活とは、経済的、精神的に支え合い、協力し合っ て生活することであって、必ずしも同居が伴わないこともある。 法律婚においても同様である。	
13	第2条第1号 継続的な共同生活	第2条(1)の共同生活、第3条(3)で市内に住所を有するとありますが、同居が要件でしょうか。市内で別居しているカップルは対象となりますか。	
14	第3条第6号 対象者の関係	第3条の(6) 直系血族・・・の関係でないこと。という要件の必要性の根拠は何ですか？もともと婚姻とは異なる法的な権利の発生や義務の付与が伴うものではない制度に、血族うんぬんの項目は不用だと考えるので、削除を希望します。	

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
15	第4条第1項第2号 独身証明書	P 2(2)「戸籍抄本・・・又は独身証明書」行政書類上、このような証明書は行政窓口で発行されるものなのですか？また発行されるなら、何を根拠に発行されていますか。もともと、自発的に自己申告する宣誓で、戸籍抄本と戸籍証明書以外の独身証明書なるものは不必要と考えます。削除を希望します。	双方に配偶者がいないことを書類にて確認するため、戸籍抄本もしくは戸籍証明書又は独身証明書のいずれかの書類を提出していただくため、このままとします。なお、独身証明書は本籍のある自治体で取得可能です。
16	第4条第2項 外国籍を有する等	<p>まずは、マイノリティーの当事者にとって少しでも安心して暮らせる社会への第一歩としてパートナーシップ制度の導入を検討いただき、またさまざまな議論を交わしていただいていること、感謝しております。要綱（案）について以下数点について再度検討、見直しいただけますとより当事者にとってもこの制度を活用しやすくなり、制度自体の浸透に繋がるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>第4条2項 前項各号に掲げる書類は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が外国籍を有する等の理由によりこれを提出できない特別の事情があると認められるときは、市長が適当と認める書類をもってこれに代えることができる。→「市長が適当と認める書類」とは何を指しますでしょうか。また市長が代わるたびに必須書類が変更になる可能性があるのは極めて申請するハードルが高くなります。他の自治体（中野区や千葉市など）では戸籍を有しない人については「婚姻要件具備証明書の提出、その発行も不可能な国籍を有する人は自身で署名した文書を以って保証文書とすること」などより具体的に記載しています。また、戸籍証明は即日発効可能ですが、婚姻要件具備証明書を大使館や本国より発行する必要がある場合、申請までに数か月の時間を要し、さらには発行自体に多くの費用を要します。外国籍の人の婚姻に関しても同様の書類が必要になりますが、婚姻についてはパートナー</p>	<p>本制度は法的な効果を伴うものではありませんが、宣誓に際しては双方に配偶者がいないことを確認するための規定であるため、このままといたします。外国籍を有する方は婚姻要件具備証明書に日本語訳を添えて提出していただきます。本制度の申請時に提出する証明書等の取得の際に生じる費用はご負担ください。なお、婚姻要件具備証明書を発行する制度のない国の場合など対応について、今後作成する利用に関する手引きへ記載を予定しています。</p> <p>また、関係書類は発行時の小金井市長名で発行するため、市長が変わった場合の変更等の手続きは不要です。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>シップ制度とは比較にならないほど多くの法的保証があるため理にかないませんが、いっさいの法的保証効力を持たないパートナーシップ制度の申請にそこまでの時間と費用をかける必要があると申請へのハードルが高くなりますので、本項についてはより具体的な資料の記載および条件の緩和をご検討願います。</p>	
17	第8条 宣誓書受領証等の返還	<p>行政の皆さまなどのご尽力により、パートナーシップ宣誓書交付の仕組みができたことは、とても嬉しいです。さらにより良い制度に向けて進めていただきますようお願いいたします。具体的な要綱の内容についての意見を記載させていただきます。</p> <p>第8条の文章の最後「・・・返還しなければならない。」ですが「・・・返還するものとする。」に変えてはどうでしょうか。</p> <p>(理由)・・・ねばならないという言い回しは、少しキツイ気がします。特に、(3)の項目のように一方が死亡したような場合、残された者は、むしろパートナーシップ宣言をしたという記憶と記録を支えに生きていきたいと思うのではないのでしょうか？</p> <p>宣誓書を手元に残しておきたいという人もいるように思います。それができるような制度に近づけることを願って、「ねばならない」ではなく、「するものとする」くらいの文言に修正を望みます。</p> <p>第8条(2)宣誓者の一方又は双方が市外に転出した時→一方が単身赴任的に市外に出たりする場合もあるので、「宣誓者の双方が市外に転出した場合」に変更してはどうでしょうか。</p> <p>様式の記載がないので何とも言えませんが、宣誓書の返還の場合は、(1)～(4)を証明する書類等は必要なのでしょうか？ 要件(2)の転出の場合などは、転出届けがあれば、その事実が分かりますが、(3)の死亡の場合は、何をもって死亡したと判断するのでしょうか？</p>	<p>要綱(案)は、双方の宣誓及び確認書の提出により宣誓書受領証等を発行し、各種の要件を満たさなくなった場合は、返還届を提出し双方の宣誓書受領証等を返還していただく制度です。</p> <p>今後、理解の促進や制度の周知、宣誓書受領証等について理解を進めていくことから、要件を満たしている方を対象としていくことが必要となるため、現状のままとします。宣誓が無効となった場合の取扱いについてのご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、別居により住民票を異動した場合も返還の対象となります。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>民法上の親族でない場合は、パートナーが死亡したという証明書をもらえない場合もあるかと思ひますし、戸籍も親族でないと取り寄せることもできないかもしれません。</p> <p>また、要件(1)の場合は、宣誓者2名の意思の表明がある場合は問題はないと思ひますが、一方だけの意志の場合は、結構、取り扱いが難しいかもしれません。その場合は、宣誓無効の申請などの仕組みを考えておくのがよいのではないかと思ひました。</p> <p>要綱内容に不備な部分があったとしても、運用でカバーすることができると思ひますので、まずは早期に制定されることを望みます。</p>	
18	第8条 宣誓書受領証等の返還	<p>第8条(3)ですが、一方が死亡した際に受領証等を返還とありますが、葬儀等の手続きの際や亡くなったパートナーの家族や親族に対し、関係性を証明するものとして、受領証が必要となる場面があるものと考えますが、返還は必須でしょうか。</p>	
19	第8条 宣誓書受領証等の返還	<p>宣誓書の返還について 第8条(2) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。親族の介護等やむをえない事情により、一時的に市外へ異動する場合を除くこととし、明示する。</p>	
20	その他 公正証書等	<p>小金井市がいよいよパートナーシップ宣誓を導入することになり本当に良かったです。社会的に差別・偏見が根強い中、多くの性的少数者はありのままの自分を公にすることが困難です。小金井市にパートナーシップ宣誓が導入されることは、性的少数者への理解の促進、差別の解消になり、性的少数者が自分らしく生きることができるきっかけになります。一刻も早いパートナーシッ</p>	<p>公正証書は、法務大臣が任命する公証人が作成する公文書です。公証人という国の機関がつくることから、極めて強い証拠力があり、法律で公正証書により契約することになっているもの（任意後見契約など）は、公正証書でないと、契約の効力が認められません。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>プ宣誓の導入を望みます。</p> <p>今回の要綱には、公正証書の受領は含まれていませんが、将来的には希望するカップルには、療養看護や財産管理などに関する委任契約の公正証書受領証も交付を選択できるようにして下さい。</p>	<p>公正証書等については具体的な内容が示された事例が少なく、また必要となる要件等の把握や検討が容易ではない状況があり要綱（案）の要件としていません。今後作成を予定している、制度に関する手引きの中に、公正証書等について理解していただくための記載を予定しています。また、今後他自治体の状況等を見ながら情報の把握や検討に努めてまいります。</p>
21	その他 公正証書等	<p>公正証書等受領証の交付について。宣誓者が希望する場合には公正証書を提出し、市が受領証を交付することとする。＜理由＞パートナーシップ宣誓制度には法的効力はないため、公正証書によって療養看護、任意後見、財産管理などの委任について制度を補うことができることを周知する効果がある。</p>	
22	その他 公正証書等	<p>多様な性自認・性的指向を持つ人々に対して結婚と同様の権利と民法の保護を提供・支援することについて「かけがえのないパートナーと認識した人がたまたま同性だった。」「もしくは常に同性である。」「生まれた性別とアイデンティとしての性が違っていた。」「または性自認は同じではあるが、もう一方の性別も自認している」このような多様な性自認・性的指向を持つ人々に、異性間であれば結婚によって、当たり前のように与えられる家族として認知される権利を、地域で認め生きづらさを解消していくことに意義がある素晴らしい制度だと思いました。</p> <p>つきましては、公正証書の作成サポートを提供することを要望します。異性間の結婚と同様の「権利と民法による保護」を契約という形で市が認めることで、さらなる認知の向上と保護を提供できると考えます。</p>	

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
23	その他 公正証書等	<p>意見を書くにあたり、渋谷区のパートナーシップ証明書と比較させていただきました。ほぼ同等の内容に見えますが、交付される書類が渋谷区では「証明書」であるのに対し、小金井市の案では「宣誓書及び確認書の写し」となっています。渋谷区では証明にあたっての確認事項として、1.任意後見契約に係る公正証書、2.合意契約に係る公正証書が必要となっており、これとひきかえに「証明書」が交付されるというつくりになっています。証明書を発行するのにハードルがあるとは言え、これは現実的に賃貸物件などの契約の際やどちらかが後見人を必要とするような状況になった際、この証明書により少しでも婚姻関係に近い対応が可能となるための措置かと思えます。パートナーシップ宣誓に関する対応をしている自治体はまだ少なく、今回それに踏み込んだ事は画期的な事だと思えますが、後発の取り組みなのであれば、できればさらに当事者の実質的な利益に繋がる制度を目指していただきたいと思えます。今回が無理でも今後またぜひご検討ください。</p>	
24	その他 他自治体との連携	<p>すでにいくつかの自治体で始まっていますが、将来小金井市でも近隣自治体との「パートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用」を実施して下さい。横須賀、鎌倉、逗子の3市は「パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定書」を締結し、2020年4月1日、「パートナーシップ宣誓制度」の相互利用を始めました。3市間で住所を異動する場合、転出時に継続利用申請を行うことで、転入先で新たな宣誓を行うことなく宣誓が継続し、既に交付済みの宣誓証明書または宣誓書受領証が継続使用できるものです。3市は「ほかの自治体にも連携を呼び掛けたい」とのことです。</p>	<p>現在、パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体は複数あり、今後導入を検討している自治体もありますが自治体ごとに異なる要件や仕組みで実施しています。他自治体との連携については、本市の制度と他自治体の制度についての検討が必要となることから、他自治体の状況把握に努めてまいります。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
25	その他 他自治体との連携	<p>転居などのたびにパートナーシップの返還・申請を繰り返す必要性がないよう、茨城県や大阪府のようにより広域での制度化を東京都内でも進めていただければより活用しやすい制度になると思います。パートナーシップ制度の適用を検討いただいていることは素晴らしい試みです。ただしこの制度を「性的少数者への理解の促進のための制度」で終わらないでいただけるよう強く願っています。当事者が日々の生活の中で必要としているのは他者からの理解以上に、「法的な保障」です。「当事者でない人々の理解の促進」のために、当事者が法的な権利を一切得られない制度の申請に多くの時間と費用をかける必要がないよう、再度上記について検討いただけますと幸いです。</p>	
26	その他 他自治体との連携	<p>自治体間での相互利用について 2020年7月1日現在で全国56自治体がパートナーシップ制度を導入しており、さらに増加の見込みである。近隣では昨年制定した府中市に続き、国分寺市、国立市、武蔵野市でも導入の予定であり、相互利用の実現に向けて協議を進めてほしい。すでに、鎌倉市、横須賀市、逗子市、葉山町では相互利用の協定が締結され、宣誓証明書を転出先で継続して使用できる。</p>	
27	その他 制度の周知等	<p>病院や不動産等の市内の事業者の理解がなければ、この制度の推進はできません。要綱での規定のため事業者への義務等を課することはできないと思いますが、制度創設の際には広く周知していただきたいと思ひます。</p>	<p>要綱（案）は理解の促進に向けての取組であることから、いただいたご意見を参考に引き続き制度の周知に取り組んでまいります。</p>
28	その他 制度の周知等	<p>賛成です。多様性を認め、受け入れる本施策について支持します。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
29	その他 制度の周知等	<p>小金井市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に賛成します。久しぶりに良いニュースを受けたと感じています。地方から出てきた私は小金井市から引っ越すことも考えた時がありますが、やっぱり住み続けてよかったです。様々な生き方や特性を認め、受け入れ、共生する地域づくりを小金井市に期待します。私も貢献したいです。そしてゆくゆくは、自身のプライベートなこと(性的指向や人種、障害、出自などなど)をカミングアウトしなくても、誰もがありのままに当たり前で暮らせる地域に、社会になってほしいです。</p>	<p>多様性への理解を進める中で、誰もが自分らしく生きることや、様々な生き方を互いに認め合い受け入れていくことへの理解は欠かすことができない視点と考えます。いただいたご意見を参考に、今後も引き続き理解の促進に取り組んでまいります。</p>
30	その他 制度の周知等	<p>小金井市パートナーシップ宣誓が導入されることが決まり、誰もが生きやすい社会の構築への大きな前進だと考えます。要綱が公にされることによって、性的少数者への市民の理解も進むと思います。宣言だけに留まらず、住宅に関する契約、病院での家族同等の扱いが具体的に認められること繋げていってほしいです。</p>	<p>誰もが自分らしく生きることができる地域社会に向けて、今後も引き続き理解の促進に取り組んでまいります。</p>
31	その他 制度の周知等	<p>人権の尊重という観点から「小金井市パートナーシップ宣誓」の導入に賛成です。</p> <p>要綱案第1条に示されている通り、多様な性を認め合い、人が人として尊重され、だれもが自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指していくために、是非、「小金井市パートナーシップ宣誓」を実現してください。こうした動きが、日本国のレベルで、選択的夫婦別姓制度を実現し、フランスのPACS（連絡市民協約/性別に関係なく、成年に達した二人の個人の間で、安定した持続的共同生活を営むために交わされる契約）のような制度につながることを願っています。</p>	<p>第5次小金井市男女共同参画行動計画の基本目標の一つに「人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる」と掲げ、性的少数者の方への理解の促進に取り組んでいます。今後も引き続き計画に沿って男女共同参画の推進に努めてまいります。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
32	その他 制度の周知等	パートナーシップ制度が創設されることは、必要であり大変すばらしいことだと思います。しかし、このパートナーシップ制度がゴールではなく、引き続き、セクシャルマイノリティ当事者の抱える課題解消に向けた取り組みを期待します。	性的指向や性自認が多様であることへの理解の促進に今後も引き続き取り組んでまいります。

※提出された意見は、原則として原文のまま全文を掲載します。

※同趣旨の意見はまとめています。